

【表紙】

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年10月20日 |
| 【会社名】 | 株式会社アドウェイズ |
| 【英訳名】 | Adways Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 岡村 陽久 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号 |
| 【電話番号】 | 03-5339-7122 |
| 【事務連絡者氏名】 | 上席執行役員（管理担当） 田中 庸一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号 |
| 【電話番号】 | 03-5339-7122 |
| 【事務連絡者氏名】 | 上席執行役員（管理担当） 田中 庸一 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 595,034,100円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号） |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|--------|--|
| 普通株式 | 4,689株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株制度は採用していません。 |

(注) 1. 平成23年10月20日（木）開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|--------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 4,689株 | 595,034,100 | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 4,689株 | 595,034,100 | - |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---------|----------|--------|-------------|----------|-------------|
| 126,900 | - | 1株 | 平成23年11月29日 | - | 平成23年11月30日 |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------------|------------------|
| 株式会社アドウェイズ 総務ディビジョン | 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|------------------|
| 株式会社三井住友銀行 上野支店 | 東京都台東区台東四丁目11番4号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 595,034,100 | 500,000 | 594,534,100 |

(注)1.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2.新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

3.発行諸費用は、有価証券届出書作成費用、弁護士費用などの概算額となります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額594,534,100円は、当社の海外事業における運転資金及び広告システムを支えるサーバーなどのシステムインフラへの設備投資に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理につきましては、当社銀行口座において管理する予定です。

| 具体的な使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|--|---------|--|
| 海外において、現在計画進行中である東南アジア諸国へのインターネット広告事業及びアプリ事業の展開に伴う子会社設立のためのコンサル費及び運転資金等(主に資本金、人件費及びオフィス賃料)3年分に充当予定(インドネシア、フィリピン、ベトナム等の5カ国) | 300 | 既に進出済みの国(インドネシア、フィリピン、ベトナム)については当事業年度内から3年間の見込み。 現在進出予定先については当事業年度内もしくは次期事業年度から3年間の見込み。 |
| 上記5カ国において、インターネット広告事業及びアプリ事業の展開に伴う広告配信システム及びアプリの現地対応(デザイン製作及び言語対応などの外注費、及び現地システムへの対応)及びサーバーなどへの設備投資3年分に充当予定 | 294 | 既に進出済みの国(インドネシア、フィリピン、ベトナム)については当事業年度内から3年間の見込み。 現在進出予定先については当事業年度内もしくは次期事業年度から3年間の見込み。 |

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

| 割当予定先の概要 | | | | |
|-----------------|---|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 名称 | 伊藤忠商事株式会社 | | | |
| 本店の所在地 | 大阪市北区梅田三丁目1番3号 | | | |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 | 事業年度 (第87期) | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成23年6月24日 関東財務局長に提出 |
| | 有価証券報告書の訂正報告書 | 事業年度 (第87期) | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成23年8月11日 関東財務局長に提出 |
| | 四半期報告書 | (第88期 第1四半期) | 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日 | 平成23年8月11日 関東財務局長に提出 |
| 提出者と割当予定先との関係 | | | | |
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | | - 株 | |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | | 11,600株 | |
| 人事関係 | 割当予定先の従業員である佐藤浩毅氏は、当社の取締役を兼務しております。 | | | |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 | | | |
| 技術関係 | 該当事項はありません。 | | | |
| 取引等関係 | 当社は、割当予定先及びその関係会社との間においてインターネット広告関連の各種サービスやアフィリエイト広告等の取引を行っております。 | | | |

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、届出書提出日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

伊藤忠商事株式会社は、国内で有数の総合商社であり、グローバルに強力なネットワーク、強固な営業基盤及び高い影響力を有しております。また、同社は当社の主要株主であり、平成19年6月14日開示のインターネット広告全般における業務提携以降、同社の国内での幅広いネットワークを活用したアドウェイズの大手広告主の獲得支援、また同社のグローバルネットワークを活かしたアフィリエイト広告事業の活性化に向けた協業体制を構築することで、国内外における事業の強化、市場の開拓、活性化を図るとともに、良い信頼関係を築いてまいりました。

現在、当社の成長戦略の一つである海外事業では、既に事業を行っている中国の更なる営業基盤の拡大、及び東南アジア市場への参入を計画しております。東南アジアにおける主な進出先は、既に子会社として拠点を構えたインドネシア、ベトナム、フィリピンなどを始め、5カ国を計画しております。

中国及び進出予定先である東南アジア市場は、将来的に経済成長の見込みが大きく、インターネット関連業界においても注目の市場とされており、こうした諸国へのスピーディな進出は、今後の経営課題として最重要であると位置づけております。

しかしながら、こうした新興国の多くは法制度をはじめ商慣習や文化など、広範囲にわたって未知の部分が多く、進出に多くの時間が必要となります。また、当社の主力サービスである広告ネットワークは広告主と媒体となるメディアの両方をスムーズに獲得しなければ拡大は見込めないことから、現地での営業においても大きな困難が想定されます。

こうした課題に対し、当社ではこれまでの同社との企業間関係を更に強化することで、お互いの利益を共有し、より海外事業を迅速且つ正確に推進できる体制を模索してまいりました。今後は、本自己株式処分により同社の出資比率は20.40%になる予定であり、当社は同社の持分法適用関連会社になることで、同社と更に強固な企業間関係の構築を実現し、海外事業の推進、中国及び東南アジア市場での事業拡大など様々な戦略的取り組みを推進する体制が整うこととなります。

このような観点から、当社は今後の注力事業である海外事業において支援を受け、インターネット関連市場が成熟するよりも前にインターネット広告企業トップとしてのポジションを固めることが重要であると考え、同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

伊藤忠商事株式会社 当社普通株式 4,689株

(4) 株券等の保有方針

本自己株式処分の割当予定先である伊藤忠商事株式会社からは、一層の関係強化の主旨に鑑み、中長期的に株式を保有することを確認しております。なお、割当予定先と割当後2年間は、全保有株式を売却しない旨の契約を締結する予定であります。

また、上記に関わらず、当社は割当予定先との間で、割当を受けた日から2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名または名称及び譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供せられることにつき、内諾を得ております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

株式会社東京証券取引所上場会社である伊藤忠商事株式会社につきましては、関東財務局長へ提出した直近の有価証券報告書及び四半期報告書における財務諸表の売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況等から、本自己株式処分の払込に要する十分な現預金を有していることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、伊藤忠商事株式会社が、株式会社東京証券取引所市場第一部の上場会社であって、会社の履歴、役員、主要株主等について広く公表している企業であり、同社が業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)に関する基本方針として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを、平成23年8月1日に開示されたコーポレート・ガバナンスに関する報告書にて確認しております。また、同社の子会社及び関連会社については、口頭により特定団体に該当せず、かつ特定団体等とは一切関係がない旨の確認をしており、それらを総合的に勘案した結果、同社グループは、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)に該当せず、かつ、同社グループは特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本自己株式処分の価額につきましては、当該処分に係る取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値である140,900円を参考として、割当後に割当予定先が保有する当社の全株式に2年間の売却制限を課していることを鑑み、126,900円と決定いたしました。

なお、本自己株式処分の価額は、平成23年10月19日(本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所マザーズ市場における当社株式の終値140,900円に対する乖離率-9.94%、当該日付から遡り、直近1ヶ月の終値平均値130,060円に対する乖離率-2.43%、直近3ヶ月の終値平均値109,761円に対する乖離率+15.61%、直近6ヶ月の終値平均値95,484円に対する乖離率+32.90%であります。

本日開催の取締役会において、出席取締役全員から当社の事業の状況、株価の推移並びに売買出来高水準を勘案し、平成23年5月9日に開示した当社の平成23年3月期の決算内容は、前期比で増収増益を記録し、それと同時に当社株価も上昇基調が続いており株価の推移に異常が認められないこと、及び平成23年5月9日以降の売買出来高については、平成23年8月18日の4,671株を上限に、その後大幅な増加はなく正常に推移していると考えられることから、当社の株価は会社の客観的価値を反映していないと疑われる事情が無いと判断でき、また、処分価格は取締役会決議日の前日終値の当社株価に対して、ディスカウントしているものの、割当予定先に売却制限を課していることを考慮すれば相当であると考えられ、更に当該処分価格は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本自己株式処分の価格が割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないと判断し、賛成決議いたしました。

また、監査役全員(うち社外監査役2名)が、上記の議論を踏まえ検討した結果、上記と同様の理由により処分価額は、特

に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式の処分数量は、当社発行済株式総数79,860株に対して5.87%（平成23年9月30日時点の総議決権個数75,171個に対して6.24%）に相当し、既存株主の持分に希薄化が生じます。

しかしながら、本自己株式処分により伊藤忠商事株式会社における当社株式の保有比率が20.0%を超え、同社の持分法適用会社となることにより更なる関係強化がなされ、当社の企業価値の向上に繋がると考えます。それに加え、本自己株式処分により安定的且つ確実な手段により資金を調達することで、財務的な信用力、財務基盤の安全性を確保、維持させつつ実施することができ、中期的には当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えておりますので、本自己株式処分による株式の希薄化は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 | 割当後の所有 株式数(株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 |
|---|--|--------------|----------------------------|------------------|------------------------------------|
| 岡村 陽久 | 東京都台東区 | 18,326 | 24.38% | 18,326 | 22.95% |
| 伊藤忠商事株式会社 | 東京都港区北青山2丁目5 -1号 | 11,600 | 15.43% | 16,289 | 20.40% |
| 日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口) | 東京都中央区晴海1丁目8 -11 | 4,857 | 6.46% | 4,857 | 6.08% |
| エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株式 会社 | 東京都千代田区内幸町1丁 目1-6 | 3,500 | 4.66% | 3,500 | 4.38% |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041 | 12 NICHOLAS LANE LONDON EC4N 7BN U.K. | 2,892 | 3.85% | 2,892 | 3.62% |
| 松嶋 良治 | 東京都文京区 | 1,885 | 2.51% | 1,885 | 2.36% |
| 日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口) | 東京都港区浜松町2丁目11 番3号 | 1,479 | 1.97% | 1,479 | 1.85% |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2B B UN ITED KINGDOM | 1,032 | 1.37% | 1,032 | 1.29% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2-10 | 964 | 1.28% | 964 | 1.21% |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)SUB A/C AMERICAN CLIENTS | 50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK | 699 | 0.93% | 699 | 0.88% |
| 計 | - | 47,234 | 62.84% | 51,923 | 65.02% |

(注) 1. 平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数に、本自己株式処分(自己株式数4,689株)により増加する議決権数を加算した数値であります。

3. 小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年10月20日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年10月20日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第11期事業年度）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年10月20日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成23年6月28日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成23年6月24日開催の当社第11期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、岡村陽久、蘇迭、佐藤浩毅及び三木雄信の4氏を選任する。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、鶴川正樹氏を選任する。

第3号議案 スtock・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

第4号議案 資本準備金の額の減少の件

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金967,633,000円のうち500,000,000円

(2) 資本準備金の額の減少の効力発生日

平成23年7月31日

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|-------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 | | | | (注)1 | |
| 岡村 陽久 | 44,643 | 355 | 0 | | 可決(98.73%) |
| 蘇 迭 | 44,628 | 370 | 0 | | 可決(98.70%) |
| 佐藤 浩毅 | 44,632 | 366 | 0 | | 可決(98.70%) |
| 三木 雄信 | 44,619 | 379 | 0 | | 可決(98.68%) |
| 第2号議案 | | | | (注)1 | |
| 鶴川 正樹 | 44,643 | 355 | 0 | | 可決(98.73%) |
| 第3号議案 | 44,479 | 519 | 0 | (注)2 | 可決(98.37%) |
| 第4号議案 | 44,627 | 371 | 0 | (注)3 | 可決(98.70%) |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使および当日出席の一部から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3 最近の業績の概要

第12期第2四半期個別累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)における業績の見込みは以下のとおりであります。

下記の数値については、決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

単位：百万円

| | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 四半期純利益 |
|-------------------|-------|------|------|--------|
| 第12期第2四半期累計期間(個別) | 7,665 | 317 | 497 | 332 |

なお、連結財務諸表につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載しておりません。また、個別の売上高、営業利益、経常利益、四半期純利益以外の指標につきましても上記と同様の理由により記載しておりません。

以上

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第11期) | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成23年6月27日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | (第12期 第1四半期) | 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日 | 平成23年8月12日 関東財務局長に提出 |
| 有価証券報告書の 訂正報告書 | 事業年度 (第11期) | 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日 | 平成23年7月13日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

株式会社 アドウェイズ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 羽津 隆弘 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドウェイズの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アドウェイズが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社 アドウェイズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アドウェイズの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アドウェイズが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月11日

株式会社アドウェイズ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アドウェイズ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

株式会社 アドウェイズ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 羽津 隆弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

株式会社 アドウェイズ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 康仁 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アドウェイズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドウェイズの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。